

○北九州市環境ミュージアム条例

平成14年3月28日
条例第24号

(設置)

第1条 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資するため、北九州市環境ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を北九州市八幡東区東田二丁目2番6号に設置する。

(事業)

第2条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示する事業
- (2) 環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第3条 別表に掲げるミュージアムの施設、設備及び体験型環境学習事業(以下「ミュージアムの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) 別表に掲げるミュージアムの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。
(平17条例56・平24条例39・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
(平17条例56・一部改正)

(利用料金)

第5条 ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平17条例56・全改)

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平17条例56・一部改正)

(利用料金の不返還)

第7条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者)

第8条 市長は、ミュージアムの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にミュージアムの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いミュージアムの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うミュージアムの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げるミュージアムの事業の実施に関すること。

(2) ミュージアムの維持管理に関すること。

(3) ミュージアムの施設等の利用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いミュージアムの管理を行わなければならない。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ミュージアムの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はミュージアムの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第13条 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日からミュージアムの管理を新たな指定

管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、第8条の規定にかかわらず、ミュージアムの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。
- 3 第1項の場合において、ミュージアムの施設等を使用しようとする者は、第5条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。
- 4 第3条、第4条、第5条第4項、第6条及び第7条の規定は、前3項の場合について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例56・旧第9条繰下、令3条例32・旧第13条繰下)

付 則

この条例は、平成14年4月6日から施行する。

付 則(平成17年10月6日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)、第5条、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)の改正規定、第10条を削る改正規定並びに別表の改正規定(「別表(第5条関係)」を「別表(第3条、第5条関係)」に改める部分を除く。)は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市環境ミュージアムの管理については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき北九州市環境ミュージアムの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成24年10月4日条例第39号)

この条例は、平成24年10月5日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年12月17日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

(平17条例56・平24条例39・平30条例46・一部改正)

区分	金額	備考
----	----	----

施設	展示室	観覧料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	市長が環境の保全に関する啓発を行うために特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で観覧させるものとする。
			個人	1人1回	150円	70円	
			団体(30人以上)		120円	60円	
	多目的ホール	全部を利用する場合		1時間又はその端数ごとに1,810円		営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。	
		2分の1を使用する場合		1時間又はその端数ごとに900円			
	実習室	1時間又はその端数ごとに730円					
ドームシアター	1時間又はその端数ごとに1,380円						
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに18,750円以下の範囲内で規則で定める額					
	音響設備	1時間又はその端数ごとに750円以下の範囲内で規則で定める額					
体験型環境学習事業		一般	1人1回	3,000円		1 市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金(当該教員に係る利用料金を含む。)を徴収しない。 2 体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。	
		高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員		1,500円			